

豊田地域森林計画変更書

(豊田森林計画区)

令和 6 年 12 月変更

計画期間

自	令和	6 年	4 月	1 日
至	令和 1 6 年	3 月	3 1 日	

山 口 県

【変更事項及び理由】

○ 変更事項

Ⅱ 計画事項

第6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

○ 変更理由

森林法第5条第1項に基づき策定した地域森林計画の一部を同法第5条5項の規定に基づき変更する。

なお、変更事項以外については、従前の計画書のとおりとする。

【目次】

Ⅱ 計画事項

第6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画	1
(2) 拡張計画	1

Ⅱ 計画事項

第6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(2) 拡張計画

(単位 延長：m 面積：h a 材積：m³)

番号	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前後 期別	備考
総数				21 路線	<u>16,589</u> /24			
前期				6 路線	<u>3,418</u> / 8			
後期				15 路線	<u>13,171</u> /16			
			下関市	計 11 路線	<u>6,853</u> /14	1,883.54		
1	改良		〃	深坂	<u>14/2</u>	186.30	前	
			長門市	計 10 路線	<u>9,736</u> /10	<u>1,009.30</u>		
6	改良		〃	大谷	<u>1,100/1</u>	<u>178.00</u>	後	
7	〃		〃	大里	<u>2,500/1</u>	<u>225.00</u>	〃	
8	〃		〃	水無	<u>365/1</u>	<u>79.00</u>	〃	
9	〃		〃	勝屋谷	<u>908/1</u>	<u>105.00</u>	〃	
10	〃		〃	茶園埤	<u>750/1</u>	<u>64.30</u>	〃	

注 前期・後期ともに計画する路線数を () 書する。